

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	日高市

日高市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	日高市市民生活部産業振興課
所在地	日高市大字南平沢 1020 番地
電話番号	042-989-2111
FAX 番号	042-985-3371
メールアドレス	sangyou@city.hidaka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、クマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	日高市（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜、果樹、水稻	183千円 0.08ha
ニホンジカ	野菜、果樹、樹木	5千円 0.01ha
ハクビシン	果樹、野菜	— —
アライグマ	果樹、野菜	98千円 0.01ha
ニホンザル	果樹、野菜	— —
カラス	果樹、野菜	— —
カワウ	魚類	— —
クマ	果樹 魚類	— —

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による農作物への被害は減少傾向にあるが、市内全域にわたり、通年で被害があることから、耕作意欲が低下する恐れがある。

近年においてはイノシシ、ニホンジカ、ハクビシン及びアライグマによる被害が中心となっているほか、河川への放流魚に対して、カワウによる被害が確認されている。

また、野生鳥獣の行動に変化が見られ、通年かつ日中に目撃される個体が増加している。イノシシにおいては農地周辺のみならず、住宅地周辺にも出没している状況であり、農作物以外への被害が懸念されている。

このほか、ハクビシン、アライグマについては農作物被害のほか、家屋に侵入するなどの生活環境にも影響を及ぼしている。

令和7年には、山間においてクマの痕跡が確認されるなど、今後の被害発生が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（6年度）	目標値（10年度）
----	----------	-----------

イノシシ	183千円	8.0a	150千円	7.0a
ニホンジカ	5千円	1.0a	4千円	0.9a
ハクビシン	—	—	—	—
アライグマ	98千円	1.0a	90千円	0.9a
ニホンザル	—	—	—	—
カラス	—	—	—	—
カワウ	—	—	—	—
クマ	—	—	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲	<p>捕獲を委託している日高猟友会員の高齢化が進んでおり、新規会員の確保、育成が急務である。</p> <p>捕獲従事には、多大な労力を要するため新規狩猟者の確保が厳しい状況である。</p> <p>アライグマについては、貸出用わなの増加や捕獲従事者講習等により、捕獲数が増加しているが、個体数の減少に至っていない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の普及推進	<p>小規模電気柵の設置に対する支援を行い、一定の効果が出ているが、未対策の農作物への被害は引き続き発生している。</p>
生息環境管理その他の取組	鳥獣の習性及び被害防止技術の周知	<p>市ホームページや広報紙を通じて周知しているが、鳥獣の行動範囲の拡大等により、被害未発生地域で被害が発生している。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>被害地域を中心に鳥獣の習性や被害防止技術について正確な情報を周知し、放任果樹への対応、藪等の除去及び防護柵の設置等により、鳥獣による被害を防止することで、鳥獣を呼び寄せない地域づくりを進める。</p> <p>また、農地等への出没個体を適切に捕獲し、個体数の調整を図るため、捕獲従事者への支援や狩猟免許などの取得に対する支援等、捕獲従事者を確保するための手法を研究していく。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>大型鳥獣の捕獲は日高猟友会への委託により実施する。 ハクビシン等 中型鳥獣の捕獲は、狩猟免許を有する職員等により実施する。 アライグマの捕獲は、捕獲従事者講習受講者の協力を得て実施する。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、クマ	被害防止技術の周知、防護柵等設置支援、貸出用わなの購入、捕獲従事者講習会の開催、捕獲及び被害防止従事者への支援
令和9年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、クマ	被害防止技術の周知、防護柵等設置支援、貸出用わなの購入、捕獲従事者講習会の開催、捕獲及び被害防止従事者への支援
令和10年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、クマ	被害防止技術の周知、防護柵等設置支援、貸出用わなの購入、捕獲従事者講習会の開催、捕獲及び被害防止従事者への支援

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>埼玉県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図った有害鳥獣捕獲を基本とし、被害並びに出没状況に応じて捕獲を実施する。 アライグマについては、埼玉県の定めるアライグマ防除実施計画に基づく捕獲計画を踏まえ捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	60頭	60頭	60頭
ニホンジカ	30頭	30頭	30頭
ハクビシン	必要最小限	必要最小限	必要最小限
アライグマ	全頭	全頭	全頭
ニホンザル	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カラス	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カワウ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

クマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
----	-------	-------	-------

捕獲等の取組内容			
捕獲手段	：箱わな、くくりわな、銃、網、巣落とし		
実施予定時期	：箱わな、くくりわな、銃については通年 網については被害・出没状況に応じて実施		
捕獲予定場所	：日高市全域		

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
日高市	委譲済

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ	電気柵 6,000m	電気柵 6,000m	電気柵 6,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ	設置者による維持管理	設置者による維持管理	設置者による維持管理

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、クマ	放任果樹・藪等への対策、被害防止技術の周知、防護柵等設置支援、捕獲従事者講習会の開催、捕獲及び被害防止従事者への支援
令和9年度	イノシシ、ニホンジカ、ハク	放任果樹・藪等への対策、被害防止

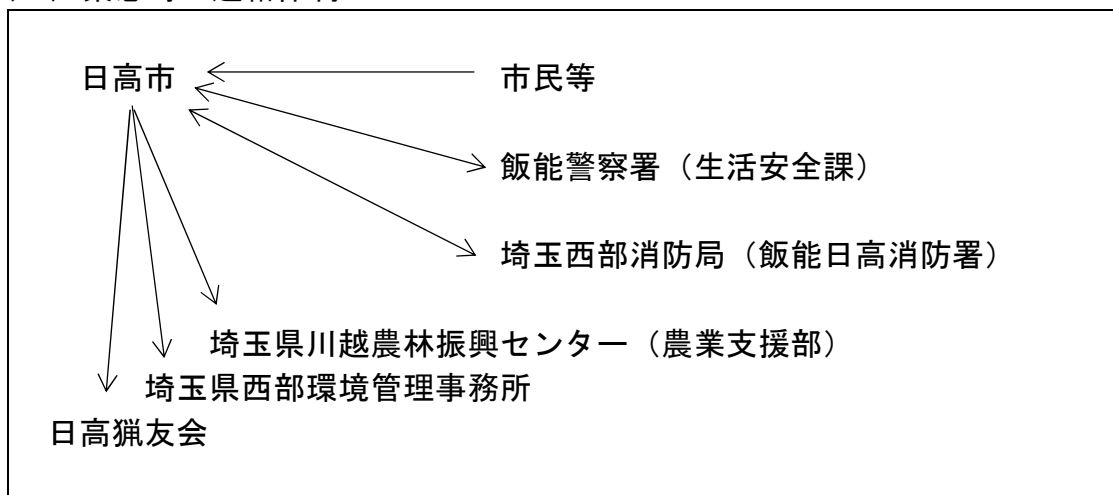
	ビシン、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、クマ	技術の周知、防護柵等設置支援、捕獲従事者講習会の開催、捕獲及び被害防止従事者への支援
令和10年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、クマ	放任果樹・藪等への対策、被害防止技術の周知、防護柵等設置支援、捕獲従事者講習会の開催、捕獲及び被害防止従事者への支援

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
日高市	状況確認及び関係機関との連絡調整 市域内への周知
飯能警察署	交通規制、パトロール、捕獲補助等
埼玉西部消防局	救助活動、負傷者搬送、広報等
埼玉県川越農林振興センター	市域外への周知、対応支援
埼玉県西部環境管理事務所	市域外への周知、対応支援
日高猟友会	追い払い、捕獲作業

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカについては、埋設又は焼却処理とする。
アライグマ、ハクビシンについては焼却処理とする。
その他の対象鳥獣については、埋設又は焼却処理とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品 ペットフード 皮革	イノシシ及びニホンジカについて、ジビエとしての食肉利用の可能性や食肉加工会社との連携等を周辺市町の動向を踏まえながら検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	イノシシ及びニホンジカについて、肉以外の骨や皮についても嗜好品などとしての価値を創造し、具体的な活用方法などを検討する。

(2) 処理加工施設の実取組

必要に応じて検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実取組

必要に応じて検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	日高市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
日高市区長会	事業の推進、住民への周知啓発
日高市農業委員会	事業の推進協力、農作物の保護
日高市農業会議所	被害調査、農作物の保護
日高猟友会	対策協力
埼玉西部漁業協同組合	河川の監視、情報提供
いるま野農業協同組合	事業の推進協力、資材調達等
埼玉県川越農林振興センター	対策の助言、指導
日高市（環境課、産業振興課）	事業の推進等、事務局は産業振興課

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
埼玉県農業技術研究センター	対策の助言、指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害の多い地域における捕獲や被害軽減対策を実施するため、設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域の実情に応じた住民主体の鳥獣被害防止体制の整備に向けて、住民への働き掛けや各種調整、支援等に取り組む。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町と情報を共有し、連携した対策が実施できるよう努めていく。